

がん患者への支援について

- 1 がん患者医療用補正具購入費補助事業について
 - (1) 趣旨

がん患者が購入する医療用ウィッグ等の経済的負担を軽減するため、県の制度 を活用して、補助を実施するものです。

- (2) 事業内容
 - ア 対象者

市内に住民票を有する、がんと診断された方

イ 補助金額

医療用ウィッグ購入、乳房補正具の購入に要した本人負担額に1/2を乗じた額(それぞれ2万円を上限、合計で4万円を上限に交付)

(3) 予算措置

がん患者医療用補正具購入費補助事業 1,300千円(県補助金650千円)

- 2 小児・若年がん患者在宅療養支援補助事業について
 - (1) 趣旨

40歳未満の末期がん患者の方が利用する介護サービスや福祉用具の経済的負担を軽減するため、創設予定の県の制度を活用して、補助を実施するものです。

(2) 事業内容 ※予定であり、今後、県で公表される補助制度に合わせるもの

ア 対象者

市内に住民票を有し、末期がんであることを医師が認め、在宅生活への支援 及び介護が必要な40歳未満の方

イ 補助金額

訪問介護・訪問入浴介護等の在宅サービス利用料、福祉用具貸与・購入に係る費用の9割補助(上限5万4千円)

(3) 予算措置

小児・若年がん患者在宅療養支援補助事業 1,300千円(県補助金650千円)

市民福祉部健康推進課

問合せ

担当:橘(たちばな)

052-689-1600 (内線) 554